



き 基になる情報

令和8年5月号

定期的に、大町労働基準監督署から旬の情報をお届けします。

大町労働基準監督署

【署長着任挨拶】

この度、令和8年4月1日付けの人事により、署長として着任しました 鈴木達人（すずきたつひと）と申します。

前年度までは伊那の監督署で署長を2年間しており、署長としては3年目となります。

これまでの経験を生かしながら、北アルプス・安曇野地域における「安心・安全な職場づくり」に貢献できればと考えております。

大町監督署での勤務は平成23～24年度以来の2度目ですが、大町市内で生活するのは今回が初めてです。改めて、北アルプスのダイナミックで迫力ある景観に魅了され、昭和の香りが残る街並みに癒されております。

さて、私事になりますが、大町での生活を楽しみにしながら3月下旬から細々した荷物は自分で宿舎へ運び込んでいました。ところが、宿舎の浴室に絡む水回りのトラブル（配管の破裂及び給湯器の故障）によりお湯が使えず入浴もできないというアクシデントが発覚しました。修理には部品の入手などに時間を要するため2、3カ月かかると聞き、目の前が真っ暗になりました。

着任後の数日間はホテルに寝泊まりし、「もう一回引越しをしなくてはいけないか？」と気の休まらない日々を過ごしていましたが、「お風呂が使えないなら近くにある温泉を楽しもう」、「お湯が必要な電気ポットで何とかかなる」と気持ちを切り替え、宿舎での不便な生活を逆に楽しむことにしました。

（ちなみに、台所とトイレの水回りは無事だったため何とか生活はできています。）

毎晩、温泉や銭湯に通っていますが、露天風呂に入りながら夜空にくっきりと浮かぶ星座を眺めることができるのは素晴らしいとしかいいようがありません。

このように公私ともに大町での生活を楽しみながら、北アルプス・安曇野地域の発展のため微力ながら貢献していければと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

：総合労働相談コーナーからのお知らせ...使用者の安全配慮義務に関する判例を紹介します

（使用者の安全配慮義務違反が問われた裁判例（S59判決））

（事案の内容）従業員Aは、高校卒業後Y社に入社し営業活動の見習い等を行っていた。入社後間もない8月、Aが宿直勤務中に元Y社従業員Bが窃盗目的で社内に侵入し、ビニール紐でAの首を絞めて死亡させて逃走した。本件社屋には夜間の出入り口としてくぐり戸が設けられていたが、この戸やその近くにはのぞき窓やインターホンはなく、呼出し用のプザーボタンのみが設置されており防犯ベル等の設備もなかった。従業員亡Aの両親が、Y社の安全配慮義務違反を主張して損害賠償を求めて提訴した。

（判決）遺族側勝訴（損害賠償金額1600万円余り）。

（判旨の概要）「通常の場合、労働者は使用者の指定した場所に配置され、使用者の供給する設備、器具等を用いて労務の提供を行うものであるから、使用者は労働者が労務提供のために設置する場所、設備もしくは器具等を使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命、身体等を危険から保護するよう配慮する義務=安全配慮義務を負っているものである。 Y社は、本件社屋内に「宿直勤務中に盗賊等が容易に侵入できないような物的設備を施し、宿直員を増員するとか宿直員に対する安全教育を十分に行うなど労働者たるAの生命、身体に危険が及ばないように配慮する義務を負っており、Y社はこのような安全配慮義務に違反している」とされました。現在では、労働契約法第5条において、使用者における労働者に対する安全配慮義務が明文化されています。

労働契約法第5条 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

: 安衛係からのお知らせ

高齢労働者の災害防止の推進に係る法改正が施行されます！ ～ 高齢労働者の特性に配慮した措置を講じましょう！ ～

令和8年度が始まりました。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

今月号では、高齢労働者の災害防止に係る法改正についてご紹介します。

令和8年4月1日から、高齢労働者の労働災害防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理等の必要な措置を講ずることが事業場の努力義務となるという法律（以下に記載の労働安全衛生法第62条の2）が施行されます。

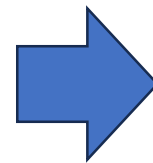
（高齢者の労働災害防止のための措置）

第六十二条の二 事業者は、高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

皆様に実施していただきたい措置は、上記2項に記載の「前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針」に基づいた対策になっておりますが、当該指針については、「高齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）」として厚生労働省HPで公開しておりますので、ぜひご確認ください。



当該指針では、「安全衛生管理体制の確立等」、「職場環境の改善」、「高齢者の健康や体力の状況の把握」、「高齢者の健康や体力の状況に応じた対応」、「安全衛生教育」に基づいて事業者が講ずべき措置についてまとめてあります。それぞれのポイントに沿って対策を講ずるようにしてください。

近年、働く高齢労働者の数が増えている中、高齢労働者の労働災害も増加傾向となっておりますので、皆様も高齢労働者の災害防止対策に積極的に取り組むようにしてください。



支援策のご案内

「エイジフレンドリー補助金」(高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や、専門家による指導を受けるための経費の一部を補助するもの)

令和8年度のエイジフレンドリー補助金については、受付開始に向け準備中(4月21日現在)

対策の例

<p>通路を含め作業場所の照度を確保する</p>	<p>警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮</p>	<p>水分・油分を放置せず、こまめに清掃する</p>	<p>リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制</p>
<p>不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する</p>	<p>階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する</p>	<p>防滑靴を利用させる</p>	
<p>涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する</p>	<p>例えば戸口に段差がある時</p>	<p>解消できない危険箇所に標識等で注意喚起</p>	<p>その他の例</p> <ul style="list-style-type: none">床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用するパワーアシストスーツ等を導入するパソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する等